

神戸市立医療センター中央市民病院
治験審査委員会 標準業務手順書 新旧対照表

青字：削除、赤字：追加

No.	頁数	条項 No.	新（第 8 版）	旧（第 7 版）	変更理由
1	0	表紙	第 8 版 令和 2 年 1 月 1 日 改訂	(なし)	改訂日追加
2	6	第 9 条	(迅速審査) 2 迅速審査は、委員長及び副委員長の 2 名が行う。なお、このうち一者若しくは両者が当該治験の関係者である場合は、 委員長があらかじめ指名した委員がその審査を行う。	(迅速審査) 2 迅速審査は、委員長及び副委員長の 2 名が行う。なお、このうち一者若しくは両者が当該治験の関係者である場合は、 第 2 条第 1 項①により指名された委員がこれを代行する。	前回改訂時、第 2 条の記載を変更したがそれに対応した第 9 条の記載となっていなかったため